

# 「妊娠・出産」「育児休業」に関するQ&A

- Q. 下の子どもの妊娠・出産を理由に新規で申し込んでいます。上の子はどのくらい在園できますか？
- A. 2号・3号認定子どもで、認定事由が「妊娠・出産」で入園する場合、**入園できる期間は、出産予定日（月）を除く2か月前から予定日の3ヶ月後の末日まで計6か月間**です。

【例】

出産予定日	認定(入園)期間
6月15日	4月1日 ~ 9月30日

- Q. 7月2日が出産予定日で、10月末まで「妊娠・出産」での認定でしたが、6月20日に出産となりました。「妊娠・出産」での認定期間はいつまでですか？
- A. 出産予定日より早く出産した場合も、当初の予定どおりの期間を「妊娠・出産」で認定します。

- Q. 育児休業中ですが、新規で入園申込ができるのですか？
- A. 新規入園の場合、1号認定で幼稚園、または認定こども園（教育部分）に入園することができます。**育児休業中は、家庭で保育できる状況にあるため、2号・3号認定を受けて保育園、または認定こども園（保育部分）に新規入園することはできません。**「育児休業」を理由に保育認定を受けて入園することはできませんが、育児休業から復帰する日が属する月の前々月の1日から「就労」を理由に保育認定を受けて入園することは可能です。

- Q. 現在上の子が在園中です。出産後に育児休業を取得します。上の子は退園しなければならないのですか？
- A. **育児休業取得前に既に上の子が入園していた場合に限り、2号・3号認定での継続入園が可能な場合もあります。**  
**この場合、上のお子さんが在園できる期間は、生まれたお子さんが満1歳に達した月が属する末日までです。**その際、「育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書」等で保育の必要性があるか判断します。

- Q. 育児休業が令和5年5月に終了します。令和5年4月からの入園は難しいですか？
- A. **慣らし保育の観点から復帰する日が属する月の前々月の1日から入園が可能です。**その際、認定事由は4月から「就労」となり、時間区分（短時間、標準時間）については、「就労証明書」の「1ヶ月の就労時間」で認定します。  
また、秋の時点で「復帰予定日」「復帰した際の1ヶ月就労時間」が確定している場合は、復帰後の就労条件を記載した「就労証明書」を添付書類として提出してください。  
なお、秋の申込の時点で復帰後の就労条件が未確定の場合は、「就労証明書」で「育児休業（予定）期間」のみ記入し提出していただき、「復帰予定日」「復帰した際の1ヶ月の就労時間」が確定し次第再度「就労証明書」を提出してください。

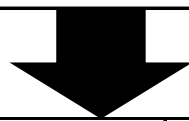
	復帰日	入園可能日
【例1】	6月15日	4月1日
【例2】	7月20日	5月1日



- Q. 現在「就労」で認定されていますが、これから産前産後の休暇に入り、その後育児休業に入ります。認定事由は「就労」のままですか？
- A. 秋に提出する現況届の添付書類は「就労証明書」を提出してください。その後、「妊娠・出産」に認定事由を変更する際に、変更申請が必要となります。状況に応じて認定事由も変更します。  
認定事由が「妊娠・出産」「育児休業」と異なれば、教育・保育給付認定変更申請書の添付書類も違います。  
ただし、勤務先が「就労証明書」において「出産予定日」「産前産後休暇期間」「育児休業期間」を証明できる場合は、「妊娠・出産」から「育児休業」に変更する際の変更申請書および添付書類の提出は省略できます。

【例】

出産予定日	令和5年3月7日
産前産後休暇	令和5年1月25日から令和5年5月2日まで
育児休業	令和5年5月3日から令和6年3月6日まで



この場合

認定期間	認定事由	提出書類
令和5年1月31日まで	就労	「認定申請書(現況届)」 「就労証明書」
令和5年2月1日から令和5年5月31日まで	妊娠・出産(標準時間)	「変更申請書」 「母子手帳の写し」 「申立書」 「就労証明書」 「利用継続申立書」
令和5年6月1日から令和6年3月31日	育児休業(短時間)	基本的には変更申請が必要ですが、「妊娠・出産」へ変更した際、「就労証明書」で育児休業の期間が証明できた場合は、「変更申請書」等の書類の提出を省略することができます。
令和6年4月1日から	就労	「変更申請書」 「就労証明書(復帰日及び復帰後の就労条件が記載されているもの)」

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁子ども課(027-382-1111 内線1162.1163.1165)にお問い合わせください。

